

官庁施設における環境負荷低減プログラム
(営繕グリーンプログラム)

平成16年7月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

序 文	環境負荷低減プログラムの策定の背景	P.1
第 1 章	基本的な考え方と推進方策	P.2
1 .	官庁営繕行政のグリーン化に向けた視点	
(1)	官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減	
(2)	環境負荷低減効果の最大化	
(3)	各省各庁との連携、地方公共団体等への普及	
2 .	プログラムの対象	
(1)	所掌施設	
(2)	上記以外の官庁施設	
3 .	プログラムの目標	
(1)	地球温暖化問題への対応	
(2)	循環型社会の形成	
(3)	健全な自然環境の確保・水循環系の構築	
(4)	良好な生活環境の形成	
(5)	関係機関への協力・支援、環境教育の充実及び官庁営繕職員の率先的取組み	
4 .	推進方策	
(1)	推進体制	
(2)	成果等の公表	
第 2 章	総合的な環境負荷低減を実現するための施策	P.5
1 .	地球温暖化問題への対応	
2 .	循環型社会の形成	
3 .	健全な自然環境の確保・水循環系の構築	
4 .	良好な生活環境の形成	
5 .	関係機関への協力・支援、環境教育の充実及び官庁営繕職員の率先的取組み	
別 表	平成 1 6 年度環境対策施策個票	P.8
参 考	官庁営繕部環境対策推進本部設置要領	

序 文 環境負荷低減プログラム策定の背景

平成9年12月の気候変動枠組み条約第3回締約国会議において京都議定書が採択され、我が国は議定書で合意した温室効果ガス削減目標を達成するために平成10年6月に地球温暖化対策推進大綱を策定しました。大綱では、講ずべき地球温暖化対策やライフスタイルの見直し、また環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備を推進するなどの政府の率先実行計画を定めており、政府はこれに基づき地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進してきているところです。

なお、平成14年3月には、対策をより一層推進するため地球温暖化対策推進本部において、新たな地球温暖化対策推進大綱が決定され、節目節目（2004年、2007年）に対策の進捗状況について評価・見直しを行い、段階的に必要な対策を講じていくことが予定されています。

また、平成13年4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入の義務づけ等を行っています。

国においては、これらの施策のほか廃棄物・リサイクル対策や新エネルギーの導入促進など様々な環境対策が進められているところです。

国土交通省では、平成12年12月に閣議決定された環境基本計画を踏まえ、自主的に環境配慮の方針を明らかにした「国土交通省環境政策の基本的方向」を平成15年3月に策定しました。この基本的方向においては、国土交通省において取り組むべき環境政策や環境への配慮を体系的に整理して示すとともに、その推進状況を自主的に点検する体制を示しています。

環境問題の今日的な動向に的確に対応していくためには、それぞれの事業の実施段階において発生する個別の課題に対応するだけでは十分ではありません。そこで、国土交通省では、環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置付け、あらゆる局面で環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を進めていくため、平成16年6月「国土交通省環境行動計画」を策定いたしました。

官庁営繕部では、建築関連分野におけるCO₂排出量が日本の総排出量の約3分の1を占め、地球温暖化に与える影響が大変大きいことから、従前よりグリーン庁舎の整備等、環境に配慮した官庁施設の整備を行ってきました。

今般、官庁営繕部は、政府や国土交通省の環境問題に関する上記の政策・取組方針、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成14年7月19日閣議決定）等を受け、官庁施設における総合的な環境対策の推進と公共建築分野における先導的な役割の遂行を目的として、官庁営繕行政における今後の環境対策として取り組むべき施策等について総点検を行い、「官庁施設における環境負荷低減プログラム」を策定することにしました。

今後は、このプログラムに基づいて、各施策を有機的に連携させ、総合的かつ効率的に効果が得られるよう官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減や各省各庁との連携、地方公共団体等への普及促進を図っていきます。

第1章 基本的な考え方と推進方策

環境問題の今日的な動向に的確に対応し、国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供し、公共建築分野において常に先導的な役割を果たすという官庁営繕の根幹的使命を果たすため、「国土交通省環境行動計画」を踏まえ、「地球温暖化問題への対応」、「循環型社会の形成」、「健全な自然環境の確保・水循環系の構築」、「良好な生活環境の形成」を柱とし、以下の視点、目標及び推進方策に基づき官庁営繕行政のグリーン化を進めていきます。

1. 官庁営繕行政のグリーン化に向けた視点

(1) 官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減

官庁営繕の建築分野における先導的役割に鑑みれば、建築段階での個別具体の環境問題に対応するだけでなく、官庁施設の整備の構想、計画段階から、使用する資機材の生産段階、建設、運用、廃棄までの官庁施設の営繕及び保全等の全段階を通じた環境負荷低減のための取組みを強化する必要があります。

また、官庁施設のストックは、5,000万㎡を超える膨大な床面積となっています。そのうち建設後30年を超えるものが現在約3割を占めており、10年後には4割、20年後には5割を超えるものと予測されています。このため、官庁施設による環境負荷を低減するには、新築時における対策だけでなく、既存官庁施設の性能について適切に診断し、必要な改修を計画的に進めるとともに、当該施設の運用管理を適正化することが必要です。特に、地球温暖化の原因となる温室効果ガスについては運用段階での排出が最も大きいため、施設管理者が最適な運用管理を行えるよう指導、支援することが重要です。

さらに、建替えの時期を迎えた既存官庁施設などについても、大規模なりリニューアル等の実施によって再生が可能かどうかを十分検討し、建築ストック自体の長寿命化を図ることが重要です。

(2) 環境負荷低減効果の最大化

官庁施設のライフサイクルの各段階において、環境負荷低減のための各種施策を着実に実施し、かつ、その効果を最大限に発揮するためには、各施策効果の分析、評価及びそれらを踏まえた施策内容の改善を継続的に実施することが重要です。

具体的には、計画段階での十分な検討（Plan）、検討された計画を踏まえた環境負荷の少ない施設の整備と適切な運用管理の推進（Do）、その結果の分析・評価（Check）、分析・評価結果のフィードバック（Action）といったいわゆる官庁営繕施策のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を確立し、こうした手法を継続的に実施して、環境負荷低減効果の最大化を図っていくことが重要です。

(3) 各省各庁との連携、地方公共団体等への普及

官庁施設の整備及び保全指導を担当する官庁営繕部と施設の管理者である各省各庁とが連携し、環境負荷の低減に努めることが重要です。また、各省各庁が整備す

る場合においても、同様に環境負荷の低減が図られるよう支援することが必要です。

また、我が国の非住宅建築物の約 2 割を占めるとされる地方公共団体の施設等についても、率先して環境負荷の低減に努めることが求められています。このため、地方公共団体等に対して積極的に環境対策に係る情報を提供・共有し、その普及を図ることが必要です。

2 . プログラムの対象

(1) 所掌施設

官庁営繕部がその営繕を所掌する官庁施設（国の建築物のうち、国土交通省大臣官庁官庁営繕部が所管する一般会計予算及び特定国有財産整備特別会計予算で整備する施設、以下「所掌施設」という。）については、施設の計画、整備、運用、改修、廃棄といった各段階毎に取り組む対策について、ライフサイクル全体を見据え最も効率的かつ効果的な環境対策を推進していきます。併せて施設管理者と一体となって、運用管理の適正化による環境負荷低減対策についても重点的に取り組みます。

(2) 上記以外の官庁施設

上記以外の官庁施設（特別会計施設等）について、官庁営繕部が整備を実施する場合には、積極的にグリーン化を推進します。各省各庁が整備を実施する場合であっても、本プログラムを周知・徹底するほか、環境対策に関する情報の提供・共有を図り、グリーン化の実現に努めます。

また、官庁施設の保全を指導・支援する立場から、施設の運用管理の適正化に向け、必要に応じて各省各庁に対する保全指導を行うとともに、積極的に支援を行っていきます。

3 . プログラムの目標

(1) 地球温暖化問題への対応

政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）及び「地球温暖化対策に関する基本方針」（平成 11 年 4 月 9 日閣議決定）に基づき決定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）の目標として掲げる温室効果ガスの総排出量の削減に取り組んでいるところです。

このうち、官庁営繕部は、庁舎の単位面積当たりのエネルギー使用量等が削減されるよう、各省各庁との連携により官庁施設のグリーン化や保全指導を推進します。

(2) 循環型社会の形成

環境負荷の少ない建築資材、間伐材等の木材の活用、建設工事におけるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の推進等により、循環型社会の形成に貢献します。

- (3) 健全な自然環境の確保・水循環系の構築
雨水排水再利用システムの採用など官庁施設の整備を通じて、健全な自然環境の確保・水循環系の構築に貢献します。
- (4) 良好な生活環境の形成
室内における有害化学物質対策、屋上緑化や敷地内緑化の一層の推進など官庁施設の整備を通じて、良好な生活環境の形成に貢献します。
- (5) 関係機関への協力・支援、環境教育の充実及び官庁営繕職員の率先的取組み
関係機関への協力・支援の促進、環境教育の充実を図りながら、本プログラムの強力な推進を図り、公共的な建築物における総合的な環境負荷低減対策の実現を目指します。

4．推進方策

(1) 推進体制

官庁営繕部長を本部長とする「官庁営繕部環境対策推進本部」(平成16年7月7日設置)において、官庁施設における環境負荷低減プログラムの策定及び見直し並びに進捗状況の点検を行います。プログラムの見直しにあたっては、必要に応じて外部から意見を聴取します。

なお、平成16年度末に予定されている地球温暖化対策推進大綱の見直しの状況等を踏まえ、本プログラムの必要な見直しを行います。

地方整備局営繕部等においても、環境対策を推進する体制を整え、本プログラムを強力に推進します。

(2) 成果等の公表

本プログラムの進捗状況や、環境負荷低減に関する情報などをホームページなどで積極的に公表していきます。また、官庁営繕部の環境報告書について、作成・公表に向け検討を進めます。

第2章 総合的な環境負荷低減を実現するための施策

1. 地球温暖化問題への対応

(1) 代表的な評価指標

対策が必要な既存の所掌施設のグリーン改修の達成度

目 標：100%（平成22年度）

初期値：16%（平成14年度）

(2) 施策

グリーン庁舎整備指針等の改定

平成16年度に、ライフサイクル二酸化炭素排出量(LCCO₂)に加え新たな定量的指標を考慮した環境性能評価・表示手法を開発し、「グリーン庁舎計画指針」、「グリーン診断・改修計画指針」を改定します。

また、平成17年度末を目途に、「グリーン庁舎の性能水準」及び「グリーン改修庁舎の性能水準」を設定します。

既存の所掌施設のグリーン診断等の推進

平成16年度までに約2,000の既存の所掌施設のグリーン診断を実施します。平成17年度末までに個別施設のグリーン改修計画を立案します（中央官庁庁舎については、平成16年度末までに立案）。

グリーン庁舎等の整備の推進

平成16年度より、全ての新築の所掌施設をグリーン庁舎として整備するとともに、既存の所掌施設については、グリーン診断結果を踏まえ、効果的なグリーン化技術を採用したグリーン改修を計画的に実施します。

また、ESCO事業との連携などによる省エネルギー対策について検討を行い、官庁施設におけるESCO事業等実施マニュアルを整備します。

官庁施設の運用段階における省エネルギーの推進

平成16年度に、エネルギー消費に係る判断指標を整備し、普及を図るとともに、平成17年度末を目途に保全支援システムを構築し、エネルギー多消費の施設に対し適切な保全指導を実施します。

官庁施設における未利用エネルギー等の利用の推進

官庁施設における新エネルギー、未利用エネルギー等の積極的な活用を図るため、平成16年度より、利用技術や評価等の手法の開発を行います。

2. 循環型社会の形成

(1) 代表的な評価指標

営繕工事におけるリサイクル率

(アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材)

目 標： 100% (平成17年度)

初期値： 77% (平成12年度)

(2) 施策

建設工事のゼロエミッションの推進

平成18年度末を目途に、解体手順や再利用・再資源化の方法の標準化及び構造種別毎の解体材料の再利用方法等を内容とする官庁施設の解体工事標準仕様書を作成します。

バイオマスの有効活用

平成17年度までに、生ゴミ処理計画指針(仮称)を策定し、官庁施設において発生する生ゴミの適正な利用、再資源化の促進を図っていきます。

環境にやさしい建築資材の活用

エコマテリアルを適正に評価し、その活用等を推進します。また、グリーン購入法における調達率の向上を図るとともに、間伐材等の木材の活用を促進します。

3. 健全な自然環境の確保・水循環系の構築

(1) 代表的な評価指標

水需要の逼迫した地域の新築の所掌施設における雨水排水再利用システムの整備率

目 標： 100% (平成17年度)

初期値： 25% (平成14年度)

(2) 施策

官庁施設における雨水排水再利用の推進

平成16年度に、新技術の採用等による水資源のさらなる有効活用を図るため、排水再利用・雨水利用システム計画基準を改定します。また、モデル工事を実施し、その成果を踏まえ、水事情の逼迫した地域での先導的導入を図っていきます。

4. 良好な生活環境の形成

(1) 施策

有害化学物質対策の推進

工事終了後の室内空気濃度の測定を実施するほか、平成17年度末を目途に建材・施工材に関する環境対策をまとめたガイドラインを策定します。

緑化の一層の推進

構内緑化、屋上緑化により、官庁施設の緑化をより一層推進するほか、平成

17年度までに、屋上緑化効果の検証を行い、定性的評価を含めた費用対効果等についてとりまとめます。

5. 関係機関への協力・支援、環境教育の充実及び官庁営繕職員の率先的取組み

(1) 施策

関係機関への協力・支援

本プログラムに基づき、各省各庁との連携による官庁施設のグリーン化を推進するとともに、必要な支援を行っていきます。また、地方公共団体等に対し、官庁営繕部や地方整備局営繕部等が中心となり、環境対策に関する積極的な支援を行っていきます。

環境教育の充実

環境対策のエキスパートを育成するとともに、環境研修の場を創出します。また、各省各庁の施設管理者についても、環境に対するさらなる意識の向上を図るための対策を推進します。

官庁営繕職員の率先的取組み

環境対策に関する各種施策の趣旨を踏まえ、一層の環境負荷の低減を図るため、自ら体制を整え、率先的な取組みを実行します。

別 表 平成16年度環境対策施策個票

施策		官庁施設のグリーン化の推進					
個別施策・内容		グリーン庁舎整備指針等の改定 ・平成16年度に、ライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO ₂ ）に加え新たな定量的指標を考慮した環境性能評価 ・表示手法を開発し、グリーン庁舎整備指針等に反映		【担当課室】営繕環境対策室 【関係課室】設備・環境課			
目標等		指針の策定 グリーン庁舎の性能水準の設定 ・省エネ法による努力指針値の達成率 100% ・ベンチマーキングの作成 グリーン改修庁舎の性能水準の設定 ・ベンチマーキングの作成 官庁施設の整備において活用					
取組みステップ	全体計画	「グリーン庁舎計画指針」「グリーン診断・改修指針」の改定 ・総合的な環境性能評価・表示手法の導入 ・CASBEE 評価手法の活用 ・定量的指標（LCR・LCW）の追加 ・環境性能評価・表示ラベルの追加 ・環境会計的視点を取り入れた費用対効果の把握 国土交通省技術研究会の指定課題として、これまで整備を進めたグリーン庁舎の性能検証を実施 グリーン庁舎の性能水準の設定 ・省エネ法による努力指針値との比較 ・単位面積あたりのエネルギー量、CO ₂ 排出量の設定 グリーン改修庁舎の性能水準の設定					
	16年度 計画	グリーン指針及び診断・改修指針の改定を実施 グリーン庁舎の性能の検証を実施					
効果・検証方法		官庁施設の環境性能の評価					
年次計画	具体の取組み		16年度	17年度	18年度	19年度～	
	「グリーン庁舎計画指針」「グリーン診断・改修指針」の改定		■■■■				
	技術研究会において、これまで整備を進めたグリーン庁舎の性能検証を実施		■■				
	グリーン庁舎の性能水準の設定		■■■■				
	グリーン改修庁舎の性能水準の設定		■■■■				

施策		官庁施設のグリーン化の推進				
個別施策・内容		既存の所掌施設のグリーン診断等の推進		【担当課室】営繕環境対策室 【関係課室】設備・環境課		
		<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度までに約2,000 の既存の所掌施設のグリーン診断・分析を実施 平成17年度までにグリーン改修計画を立案 				
目標等		グリーン診断の実施 既存の所掌施設の性能水準の把握				
取組みステップ	全体計画	グリーン診断の実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度までに所掌施設約2,000施設の実施 グリーン診断結果の分析、公表 グリーン化技術を用いた改修需要の把握 個別施設のグリーン改修計画の立案				
	16年度 計画	グリーン診断の実施結果のとりまとめ、公表				
効果・検証方法		診断結果の公表 設計・計画基準への反映				
年次計画	具体の取組み		16年度	17年度	18年度	19年度～
	グリーン診断の実施		■			
	グリーン診断結果の分析、公表			■		
	グリーン化技術を用いた改修需要の把握			■		
	個別施設のグリーン改修計画の立案 (中央官庁庁舎についてはH16年度内)		■	■		

施策		官庁施設のグリーン化の推進				
個別施策・内容		グリーン庁舎等の整備の推進		【担当課室】営繕環境対策室 【関係課室】計画課、整備課、 設備・環境課		
		<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度より、すべての新築の所掌施設をグリーン庁舎として整備 既存の所掌施設のグリーン診断結果を踏まえ、効果的なグリーン化技術を採用したグリーン改修を計画的に実施 平成16年度より、ESCO事業との連携などによる省エネルギー対策について検討 				
目標等		全ての新築の所掌施設をグリーン庁舎化 診断結果に基づいた計画的なグリーン改修の実施 ESCO 事業等の導入				
取 組 み ス テ ッ プ	全体計画	全ての新築の所掌施設をグリーン庁舎化 診断結果に基づいた計画的なグリーン改修の実施 グリーン診断の結果を踏まえた、中長期改修計画を策定 ESCO 事業との連携などによる省エネルギー対策について 検討 <ul style="list-style-type: none"> 官庁施設における ESCO 事業等実施マニュアルの整備 				
	16年度 計画	<ul style="list-style-type: none"> 全ての新築の所掌施設をグリーン庁舎として整備 計画的なグリーン改修の実施 				
効果・検証方法		事後評価における性能水準の検証 LCC、LCCO ₂ 及び費用対効果の把握 設計・計画基準への反映 グリーン庁舎指針、改修指針へのフィードバック ESCO スキームを利用した新たな契約手法の確立				
年 次 計 画	具体の取組み		16年度	17年度	18年度	19年度～
	全ての新築の所掌施設をグリーン庁舎化		—————			
	診断結果に基づいた計画的なグリーン改修の実施		—————			
	平成 17 年度までにグリーン診断の結果を踏まえた、中長期改修計画を策定 (中央官庁庁舎については H16 年度内)		—————			
	ESCO 事業との連携などによる省エネルギー対策について検討		—————			

施策		官庁施設のグリーン化の推進			
個別施策・内容		官庁施設の運用段階における省エネルギーの推進	【担当課室】保全指導室 【関係課室】設備・環境課		
		<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度に、エネルギー消費に係る新たな判断指標を整備し、普及を図るとともに、エネルギー多消費の施設に対し適切な保全指導を実施 			
目標等		官庁施設内の活動量を踏まえたエネルギー消費に係る新たな判断指標を整備し、その普及を図ることにより、施設管理者の自助努力を促すとともに、エネルギー多消費にある施設に対する改善のための実地指導を行なう。 判断指標の整備 運用管理マニュアル等の作成 保全業務支援システムの構築・運用			
取組みステップ	全体計画	エネルギー消費に係る判断指標の整備 <ul style="list-style-type: none"> 官庁施設内の活動量を踏まえた判断指標の整備 省エネルギーのための運用管理マニュアルの作成 <ul style="list-style-type: none"> 施設入居者、施設管理者、保全指導者向けのマニュアルを整備 保全業務支援システムの構築・運用 <ul style="list-style-type: none"> 官庁施設のエネルギー使用量等を継続的に把握・分析 適正な保全の指導 <ul style="list-style-type: none"> エネルギー多消費にある施設を始めとする施設への実地指導 優良施設管理者への表彰制度の検討			
	16年度 計画	エネルギー消費に係る判断指標を整備するとともに、運用管理マニュアルを作成する。また、保全業務支援システムを構築する。			
効果・検証方法		保全コストの縮減 施設運用時におけるエネルギー使用量の把握			
年次計画	具体の取組み	16年度	17年度	18年度	19年度～
	エネルギー消費に係る判断指標の整備	■			
	省エネルギーのための運用管理マニュアルの作成	■			
	保全業務支援システムの構築・運用		■	■	■
	適正な保全の指導		■	■	■
	優良施設管理者への表彰制度の検討	■			

施策		官庁施設のグリーン化の推進				
個別施策・内容		官庁施設における未利用エネルギー等の利用の推進 ・官庁施設における新エネルギー、未利用エネルギー等の積極的な活用の推進を図るため、平成16年度より、利用技術や評価等の手法の開発に着手		【担当課室】設備・環境課 【関係課室】計画課、 営繕環境対策室		
目標等		ガイドラインの作成 評価手法の検討				
取 組 み ス テ ッ プ	全体計画	ガイドラインの作成 ・未利用エネルギー活用技術の調査 評価手法の検討 ・性能評価、活用手法の検討 ・導入判断基準の作成				
	16年度	計画	未利用エネルギーの活用事例の調査を通して、官庁施設へ導入する場合の条件等について検討する。			
効果・検証方法		導入された未利用エネルギーの稼働状況の検証 設置施設への環境に対する意識調査				
年 次 計 画	具体の取組み		16年度	17年度	18年度	19年度～
	ガイドラインの作成		■	■	■	■
	評価手法の検討		■	■	■	■

施策		建設工事のゼロエミッション推進				
個別施策・内容		解体工事仕様の標準化 ・平成18年度までに、官庁施設の解体材 料の再資源化等の方法及びそれに応じた解体手法を標準化		【担当課室】整備課		
目標等		解体手順や再利用・再生資源化の方法を標準化した解体工事標準仕様書の作成				
取 組 み ス テ ッ プ	全体計画	解体工事標準仕様書の作成 ・解体手順や再利用・再生資源化方法の標準化 ・構造種別毎の解体材料の再利用方法				
	16年度	計画	解体工事標準仕様書の作成に向けた資料収集・分析等を行う。			
効果・検証方法		コスト縮減効果等の検証 各省各庁、地方公共団体等への普及 解体材料の再利用・再生資源化率の検証				
年 次 計 画	具体の取組み		16年度	17年度	18年度	19年度～
	解体工事標準仕様書の作成		—————			

施策		バイオマスの有効活用			
個別施策・内容		官庁施設における生ゴミリサイクルの推進		【担当課室】設備・環境課	
		<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度までに、生ゴミ処理計画指針（仮称）を策定し、官庁施設において発生する生ゴミの適正な利用、再資源化の促進に寄与 			
目標等		地方合同庁舎等への生ゴミ処理設備の設置基準の策定 生ゴミ処理設備の性能基準の策定			
取組みステップ	全体計画	平成17年度までに生ゴミ処理計画指針を策定。 平成17年度より、計画指針に基づく生ゴミ処理設備及び生ゴミのリサイクル体制の普及を図る 地方合同庁舎等への生ゴミ処理設備の設置の推進 <ul style="list-style-type: none"> 設置状況の調査 モデル工事の試行 既存施設への設置 			
	16年度 計画	生ゴミ処理計画指針の策定に向けて、関係業界へのヒアリング並びにデータの収集及び整理を行う。			
効果・検証方法		コンポスト（堆肥）化リサイクル率の検証 対策前後のエネルギーコストの検証			
年次計画	具体の取組み	16年度	17年度	18年度	19年度～
	平成17年度までに生ゴミ処理計画指針を策定	■			
	平成17年度より、計画指針に基づく生ゴミ処理設備及び生ゴミのリサイクル体制の普及を図る		■	■	■
	地方合同庁舎等への生ゴミ処理設備の設置の推進			■	■
	モデル工事の試行		■		

施策		環境にやさしい建築資材の活用				
個別施策・内容		環境にやさしい建築資材の活用 ・環境負荷低減に資する資機材を適切に評価し、その活用を推進		【担当課室】営繕環境対策室 【関係課室】整備課、 設備・環境課		
目標等		環境負荷低減に資する資材の評価・選定 特定調達品目への追加 新技術、新工法の採用 グリーン購入法における調達率の向上				
取組みステップ	全体計画	資機材の情報収集 ・提案募集の実施 新技術、新工法の採用の推進 ・品質、性能等の検証 グリーン購入法における調達率の向上				
	16年度 計画	環境負荷低減に資する資材に対する特性等の把握 グリーン購入法における調達向上のための検討				
効果・検証方法		事業毎の特性、強度、耐久性、機能の確保の検証 コスト状況の把握 仕様書等への反映 民間技術開発の促進				
年次計画	具体の取組み		16年度	17年度	18年度	19年度～
	資機材の情報収集					
	新技術、新工法の採用の推進					
	グリーン購入法における調達率の向上					

施策		環境にやさしい建築資材の活用				
個別施策・内容		間伐材等の木材の活用の促進 ・適正に管理された森林から供給される 木材の使用は CO ₂ 削減に資するほか、間伐材等の低利用材や廃材の使用は省資源や廃棄物削減にも資するものであり、その使用を促進	【担当課室】整備課			
目標等		木材活用事例集の作成・普及				
取 組 み ス テ ッ プ	全体計画	木材活用モデル工事の実施 木材活用事例集の作成・普及 ・ウッドデッキ、ホール内装等への木材活用の促進				
	16年度	計画	木材活用事例集に新たな事例を追加し、更新 各地方整備局等において、木材活用モデル事業を実施			
効果・検証方法		内装材への木材の使用状況など、木材活用の実績把握				
年 次 計 画	具体の取組み		16年度	17年度	18年度	19年度～
	木材活用モデル工事の実施		■	■	■	■
	木材活用事例集の作成・普及		■	■	■	■

施策		健全な水環境・水循環系の構築				
個別施策・内容		官庁施設における雨水排水再利用の推進		【担当課室】設備・環境課		
		<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度中に新技術の採用等による水資源のさらなる有効利用を図るため、排水再利用・雨水利用システム計画基準の改定を実施 				
目標等		排水再利用・雨水利用システム計画基準の策定				
取組みステップ	全体計画	新たな排水再利用・雨水利用システム計画基準及び解説の作成 水事情の逼迫した地域への先導的導入 モデル工事の試行				
	16年度 計画	排水再利用・雨水利用システム計画基準の策定及びシステムの普及に向けた解説を作成する				
効果・検証方法		事後評価においての性能水準の検証 LCC、LCCO ₂ 及び費用対効果の把握				
年次計画	具体の取組み		16年度	17年度	18年度	19年度～
	新たな排水再利用・雨水利用システム計画基準及び解説の作成		■	□	□	□
	水事情の逼迫した地域への先導的導入		□	■	■	■
	モデル工事の試行		□	■	□	□

施策		有害化学物質対策の推進				
個別施策・内容		有害化学物質対策の推進 ・工事終了後の室内空気中濃度の測定を 今後とも実施するほか、平成17年度までに建材・施工材に関する環境 対策をまとめたガイドラインを作成		【担当課室】整備課		
目標等		データベース及び対策マニュアルの作成				
取 組 み ス テ ッ プ	全体計画	データベース及び対策マニュアルの作成 ・建材、工法等についての情報収集 発生抑制手法、発生低減技術の検討 ・使用建材、換気条件と室内空気濃度の関係調査				
	16年度 計画	建材・施工材に関する環境対策の検討を行う。				
効果・検証方法		継続的な空気中濃度の測定 適切な材料選定手法の開発 建材、工法の民間技術開発の促進 利用者へのヒアリング				
年 次 計 画	具体の取組み		16年度	17年度	18年度	19年度～
	データベース及び対策マニュアルの作成		—	—	—	—
	発生抑制手法、発生低減技術の検討		—	—	—	—

施策		緑化の一層の推進				
個別施策・内容		緑化の一層の推進 ・構内緑化、屋上緑化により、官庁施設 の緑化をより一層推進する。また、屋上緑化の効果の検証を行う。		【担当課室】整備課 【関係課室】営繕環境対策室		
目標等		構内緑化、屋上緑化による緑化の推進				
取 組 み ス テ ッ プ	全体計画	構内緑化、屋上緑化による緑化の推進を図る 年度ごとの緑化への取り組み（事例等）をとりまとめる。 平成 16 年度より、屋上緑化効果の検証を開始し、LCC、LCCO ₂ 、 定性的な効果を含めた費用対効果等について、H17 年度まで にとりまとめ。				
	16年度 計画	敷地内又は屋上の緑化をより一層推進し、年度における取り組 みを取りまとめる。				
効果・検証方法		年度ごとの緑化への取り組み（事例等）をとりまとめ 屋上緑化効果の検証 LCC、LCCO ₂ 及び定性的な効果を含めた費用対効果の把握				
年 次 計 画	具体の取組み		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度～
	構内緑化、屋上緑化による緑化の推進を図る		—————			
	平成 16 年度より、屋上緑化効果の検証を開 始し、LCC、LCCO ₂ 、定性的な効果を含めた 費用対効果等について、H17 年度までにとり まとめ		—————			
	緑化への取り組みのとりまとめ		— — — — —			

<p>施策</p>	<p>関係機関への協力・支援、環境教育の充実及び官庁営繕職員の率先的取組み</p>
<p>個別施策・内容</p>	<p>関係機関への協力・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本プログラムに基づき、各省各庁と連携による官庁施設のグリーン化を推進するとともに、必要な支援を行う。また、地方公共団体等に対し、環境対策に関する積極的な支援を行う。 <p>各省各庁との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁に対しては、本プログラムの取り組みやその効果について十分な対話の機会を設定し、各省各庁による官庁施設のグリーン診断、グリーン改修の着実な実施の推進にかかる連携について協力要請する。 ・各省各庁の実施するグリーン改修にかかる整備計画等の立案や個々の職員に対する環境対策へのさらなる意識の向上を図るための対策を支援する。 <p>地方公共団体等への普及・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等でのグリーン庁舎の整備等が積極的に進められるよう、地方整備局営繕部等が中心となって、環境対策に関する積極的な支援を行う。 <p>国民に対する建築物の環境施策の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本プログラムの進捗状況や環境負荷低減に関する情報などをホームページなどで積極的に広報する。
<p>効果・検証方法</p>	<p>環境対策に関する出前講座等の実施回数 環境に関する研修の参加者数</p>

<p>施策</p>	<p>関係機関への協力・支援、環境教育の充実及び官庁営繕職員の率先的取組み</p>
<p>個別施策・内容</p>	<p>環境教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境対策のエキスパートを育成するとともに、環境研修の場を創出する。また、各省各庁の施設管理者についても、環境に対するさらなる意識の向上を図るための対策を推進する。 <p>環境エキスパートの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の環境対策について、地方公共団体等に対する正しい情報提供や支援・啓発を行える人材を育成する。 <p>環境研修の場の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、環境に関する研修を新たに創設すると共に、地方整備局で実施している職員研修において、環境対策に関する講義の拡充に努める。 ・国土交通大学校の研修においては、環境対策に関する講義を拡充する。 <p>施設管理者の環境課題に対する意識の向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な運用管理や創意工夫に対するインセンティブの付与等を行うなど、施設管理者のさらなる意識の向上対策を推進する。
<p>効果・検証方法</p>	<p>環境対策に関する出前講座等の実施回数 環境に関する研修の参加者数</p>

<p>施策</p>	<p>関係機関への協力・支援、環境教育の充実及び官庁営繕職員の官庁営繕職員の率先的取組み</p>
<p>個別施策・内容</p>	<p>官庁営繕職員の率先的取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境対策に関する各種施策の趣旨を踏まえ、一層の環境負荷の低減を図るため、自ら体制を整え、率先的な取組みを実行する。 <p>執務に支障とならない部分におけるライトダウン等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上必要な箇所を除き、消灯を徹底する。また、退庁時等におけるパソコン等のスイッチオフを徹底する。 <p>IT活用による紙の使用量の節減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議資料を極力節減し、電子メールの活用等による情報伝達を徹底するほか、コピー利用時においては両面コピーを徹底する。 <p>空調設定温度に則した服装の励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務室での服装については、空調設定温度に則した服装を励行する。 <p>地方整備局営繕部、営繕事務所等における率先実行及び効果の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方整備局営繕部等においては本プログラムに基づき、環境対策を強力に推進するほか、その効果を検証する。 ・自ら庁舎を管理している営繕事務所等においてグリーン診断を実施し、その結果を踏まえ、運用等の改善に努める。
<p>効果・検証方法</p>	<p>エネルギー使用量、紙の使用量等の検証</p>

参 考

官庁営繕部環境対策推進本部設置要領

平成16年7月7日
国 営 環 第 2 号

1 目的

官庁営繕部における環境対策の基本的な方向付けを行うとともに、総合的かつ効果的な環境対策を強力に推進するため、官庁営繕部環境対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 構成

- (1) 推進本部は別表1に掲げる者により構成し、官庁営繕部長が主宰する。
- (2) 官庁営繕部長は、必要があるときは、推進本部に(1)以外の者の参加を求めることができる。

3 幹事会

- (1) 推進本部に、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、推進本部の議題について専門的な検討を行う。
- (3) 幹事会は、別表2に掲げる者により構成し、営繕環境対策室長が主宰する。
- (4) 営繕環境対策室長は、必要があるときは、幹事会に(3)以外の者の参加を求めることができる。

4 所掌事項

推進本部においては、環境対策に関する以下の事項について所掌する。

- (1) 基本方針の策定及び対策の推進に関すること。
- (2) 「官庁施設における環境負荷低減プログラム」の策定及び見直し並びに進捗状況の点検に関すること。
- (3) その他、1の目的を達成するために必要な事項。

5 部会

推進本部は、必要に応じて部会を設けることができる。

6 庶務

推進本部及び幹事会の庶務は、関係各課等の協力を得て、営繕環境対策室において処理する。

7 その他

この要領に定めるほか、必要事項については、推進本部において定める。

別表 1

官庁営繕部環境対策推進本部

本部長：官庁営繕部長
本部員：官房審議官
管理課長
計画課長
整備課長
設備・環境課長
保全指導室長
特別整備室長
施設評価室長
営繕環境対策室長
営繕計画調整官
営繕積算システム官
建築技術調整官
施設管理官

別表 2

官庁営繕部環境対策推進本部幹事会

幹事長：営繕環境対策室長	
幹事：管 理 課	営繕企画官
計 画 課	企画専門官（総括）
	企画専門官（事業）
	企画専門官（積算）
整 備 課	企画専門官（総括）
設 備 ・ 環 境 課	企画専門官
保 全 指 導 室	企画専門官
特 別 整 備 室	企画専門官（設備）
施 設 評 価 室	企画専門官
営繕環境対策室	企画専門官

官庁営繕部環境対策推進本部及び同幹事会の庶務は、関係各課等の協力を得て、営繕環境対策室において処理する。